

## 否定言い切り形による行為要求（禁止）について

富樫純一（大東文化大学）\*

中沢紀子（学習院女子大学非常勤講師）

キーワード： 否定形、行為要求、命令、禁止、ナイ、ネエ

### 要 旨

本発表では、否定言い切り形による行為要求の諸相を捉えることを目的とする。肯定言い切りとの違い、行為要求の概念、接続母音と長母音（「ナイ」と「ネエ」）の関係、社会言語学的視点および史の変遷、など、さまざまなアプローチの可能性を持っている。これらの観点を踏まえ、否定の言い切り形による行為要求がどのように位置付けられるのかを考えていく。

### 0. 問題の所在

動詞述語の言い切り形（ル形・タ形）が行為要求の意味を表す場合があることはよく知られている事実である。一方、動詞述語の否定言い切り形「～ナイ」もまた、禁止という行為要求の意味を表す場合がある。

- (1) そこに座る！
- (2) さあ、買った買った！
- (3) おしゃべりしない！
- (4) そんな腐ったもの食べない！

否定言い切り形による行為要求については、指摘はなされているものの、現象の詳細な検討は行われていない。

本発表では、(3)(4)のような否定の言い切り形に注目し、その振る舞いの特殊性を指摘し、分析の可能性を模索する。

---

\* jtogashi@ic.daito.ac.jp

◆特にポイントを置くのは以下の例の解釈の異なり

- (5) よそ見しない！
- (6) よそ見しねえ！

(5)は、相手のよそ見という行動を禁止する解釈と話し手自身の行動を制御する意志の解釈の二通りの解釈が可能である。しかし、(6)では話し手の意志の解釈しかできず、禁止の解釈は不可能である。

「ナイ」による行為要求（禁止）は、「ネエ」という長母音化を起こすことができない。これはどのような観点から分析していけばよいのだろうか。命令という表現類型の問題か、接続母音とその長母音化という社会言語学的な問題か。

## 1. 考察対象と先行研究

◆本発表での考察対象

- (7)a 動詞述語に直接、否定形が付いた形
  - b 否定形で終止するもの
- (8) 立ち止まらない！ →対象
- (9) 立ち止まらないで！ →対象外
- (10) 立ち止まらないか！ →対象外
- (11) 立ち止まってはいけない！ →対象外
- (12) 立ち止まらないって言ってんだろ！ →微妙

◆感動詞「ほら」テスト

否定言い切り形が禁止の解釈か意志の解釈かについての判別には、感動詞「ほら」を用いる。大島(2001)によれば、「ほら」は聞き手目当ての意味を持っている。したがって、禁止という聞き手目当てとの親和性が高くなる。

- (13) よそ見しない！

(14) ほら、よそ見しない！

(15) よそ見しねえ！

(16) \*ほら、よそ見しねえ！

長母音化形「ネエ」による言い切りは「ほら」と共起しない。このことから、「ネエ」による言い切りが禁止を表さないことが明確となる。

#### ◆先行研究

(17) 「しない」は行ってはならない行為を聞き手に宣言して禁止するものである。行ってはならないと考えられる行為を実行している聞き手に対して、阻止的な禁止として用いられる。

・[教師が学生に] 授業中はおしゃべりをしない。

・口答えをしない。悪いことはいさぎよく認めなさい。

「しない」による禁止は、聞き手の行為をコントロールしているような表現になる」  
(日本語記述文法研究会(2003), pp.81-82)

このように、行為要求のモダリティの観点から、否定言い切り形を取り上げている論考は多いものの、先にポイントとして挙げた「ナイ」と「ネエ」の差異については、管見の限り、指摘がされていない。

## 2. 否定言い切りによる禁止の諸相

### 2.1. 用例から見る諸特徴

#### ◇禁止の位置付け

禁止には、聞き手がまだ実現していない行為を禁止する「予防的〈禁止〉」と、聞き手が既に実行している行為を禁止する「阻止的〈禁止〉」とがある（安達(2002)）。

否定言い切りによる禁止は「阻止的〈禁止〉」に偏る。つまり、既に相手が起こした行為に対する禁止である。

(18) (横を向いて運転している人に助手席から) よそ見しない！

- (19)（前を向いて運転している人に助手席から） \*よそ見しない！
- (20)（閉じてある冊子を開こうとしている人に） まだ開かない！
- (21)（目の前にある冊子に何もしていない人に） \*まだ開かない！
- (22)（泣いている子供に） 男の子なんだから泣かない！
- (23)（笑っている子供に） \*男の子なんだから泣かない！

→いずれも、聞き手が行為を行っていない文脈では許容されない表現となる。

→井上(1993)の言う「矛盾考慮」に当たる禁止ともいえるだろう。

否定言い切りによる「予防的〈禁止〉」の例も（一応は）考えることができる。

- (24)（校内のポスターに） 廊下は走らない！
- (25)（警察のポスターに） 不審な場所には近付かない！

こういった「標語的禁止」（と仮に呼んでおく）に、否定言い切り形を用いることが可能であるが、これらはどちらかと言えば、「こと」による行為要求の省略形と捉えたほうがいいと思われる。

- (26) 廊下は走らないこと！
  - cf. 飲んだら乗るな、乗るなら飲むな。
  - 飲んだら乗らない、乗るなら飲まない。

→「阻止」ということは、現場性に依存するということ？ 現場性優先だとすると、やはり「標語的禁止」は「ナイ」言い切りとは位置付けにくいのではないか。

◇伝達のモダリティとの関係

- (27) 拾ったものなんて、食べない！
- (28) 拾ったものなんて、食べない |\*よ/\*ね| ！
- (29) 食べろよ／食べるなよ
- (30) 拾ったものなんて、食べないの！

禁止の意味を表す場合に限り、終助詞が付くことはできない。一般に、行為要求表現には終助詞を付加することが可能であるが、否定言い切り形では、終助詞と相性が悪い。

行為要求表現に終助詞「よ」が付加されることで、注意喚起といった発話意図が前面に出されるが、否定言い切りにはそういった意図が要求されないのだろうか。喚起といった段階を踏む必要もないほどの、強い強制力を持っているといえる。

→(30)の「の」は終助詞か？ 「のだ」の「の」か？

(31) マンガなんか、読まない！

(32) マンガなんか、読みません！

→丁寧形が付加されると、禁止の意味を表せなくなる。(32)は意志の解釈しかできない。

これも当然ながら、強制的という側面と丁寧という側面が相容れないためと捉えられる。

・伝達のモダリティとの関係は、おおむね、肯定言い切りの場合と同じである。

#### ◇テンス

(33) さっさと食べる食べる！

(34) さっさと食べた食べた！

(35) 近寄らない近寄らない！

(36) \*近寄らなかった近寄らなかった！

→肯定言い切りの場合、ル形でもタ形でも命令の意味を表すことができるが、否定言い切りの場合は、ル形のみが禁止の意味を担う。

#### ◇否定言い切り禁止の特徴

(37)a 阻止的な禁止のみを示す。

b 伝達モダリティと相性が悪い。

c タ形は不可能。

→この他にも、行為要求そのものの概念から、コントロール可能な行為でなければならぬといった特徴も導出できるが、ここでは割愛。

## 2.2. 長母音化による意味の変化

否定言い切り形「ナイ」は、禁止と意志という二つの意味を表すことができるが、「ナイ」の長母音化形「ネエ」では、禁止を表すことができない。

- (38) まだ立ち上がらない！
- (39) まだ立ち上がらねえ！
- (40) その本は持っていかない！
- (41) その本は持っていかねえ！
- (42) 人の悪口なんか言わない！
- (43) 人の悪口なんか言わねえ！
- (44) 知らない人についていかない！
- (45) 知らない人についていかねえ！

(38)は、例えば発表をしている途中の場面で、（立ち上がろうとしている）聞き手に「立ち上がらない」ことを要求していると解釈できる。しかし、(39)は話し手自身の「立ち上がらない」という意志にしか解釈できず、状況も我慢比べのような場面のほうが自然に想定できる。そして、聞き手への禁止という要求としては解釈不可能である。他の例においても、「ネエ」による言い切りが禁止を表すことはできない。<sup>\*1</sup>

- (46) そこ、動かない！
- (47)??そこ、動かねえ！
- (48) おまえなんかと / 不良なんかと、遊ばない！
- (49) おまえなんかと / \*不良なんかと、遊ばねえ！
- (50)a 「ナイ」言い切り形： [意志：○ 命令：○]
- b 「ネエ」言い切り形： [意志：○ 命令：×]

一般に、「行かない」と「行かねえ」のような、接続母音とその長母音化形は、意味的に等価であると言われている。標準形式・非標準形式といった社会言語学的な差異はある

---

\*1 ただし、動詞によっては解釈の可能性に程度差があるようである。次の(47)などはぞんざいな禁止の表現として解釈しやすいかもしれない。

ものの、語彙的な差異は無い。しかし、否定言い切り形の場合には、そこに命令の可否という明確な意味の差が現れるのである（(50)）。

### 2.3. 類例「ノデハナイ」による禁止

「ノダ」もまた、行為要求の意味を表す場合がある。

(51) 手をあげるんだ！

(52) 振り向くんじゃない！

「ノダ」の否定形「ノデハナイ」も禁止として用いることが可能である。注目すべきは、「ノデハナイ」の長母音化形「ノデハネエ」が禁止の意味を持ちうるという点である。

(53) 振り向くんじゃねえ！

(54) よそ見するんじゃない！

(55) よそ見するんじゃねえ！

(56) こんな発表聞くんじゃない！

(57) こんな発表聞くんじゃねえ！

「ノダ」がモダリティ形式であるので、否定言い切りとの厳密な比較はできないが、少なくとも、“禁止の意味を持つから長母音化しない”といった見方で片付けてしまうことはできないことが伺えよう。

(58)??そこ、動かねえ！

(59) そこ、動くんじゃねえ！

また、「ノデハナイ」に関しては、他のモダリティ形式と同様に、接続母音とその長母音化形は意味的に等価である。

(60) 行かなきゃなんない。 / 行かなきゃなんねえ。

→禁止や命令という行為要求の意味が、「ノダ」と言い切りで全く同じものかどうかを検証する必要アリ。

### 3. 考察

#### ◆何故「ネエ」は禁止にならないか

現時点で手掛かりとなりそうなものをいくつか挙げてみる。

#### ◇命令の持つ条件

(61) 「〈命令〉は、〈依頼〉と違って、行為の実行者である聞き手にその要求を受け入れるかどうかという判断の余地を与えない。行為要求の機能をもったさまざまな文のうちでもっとも強制力が強いので、話し手は聞き手に対して強制力を行使できる立場にあることが必要になる」  
(安達(2002), p.48, 傍点部発表者)

(62) 「「する」は聞き手が当然行うべき行為を前もって提示するところから行為要求の機能が出てくるものであり、話し手が聞き手の行為を完全にコントロールしようとする性質が強く、大人が子供に対して使うような場面がふさわしいように思われる」  
(安達(2002), p.57, 傍点部発表者)

#### ◇「ナイ」が持つニュアンス

行為がマイナス評価であるという前提があるといえるか。否定言い切り形の禁止表現には、「なんか」といった形式が現れたほうがしっくりくる。

(63) おしゃべり（なんか）しない！

(64) そんな腐ったもの（なんか）食べない！

また、命令の基本的な条件と同じで、行為要求者が立場的に上位であることがいえる。この点は疑いようがないが、否定言い切り形の場合は、その上位者属性に若干の特徴があるのではないか。

(65) ほら、テレビなんか見てない！

(66) 私に触らない！

(67) 俺に触らない！



→話し手の認識レベルでの上位ではなく、社会通念レベルでの上位者という解釈が強くなる？ 社会通念的に強制力を持つものが行為要求者となりやすい？ cf. (61)

→どちらかという、女性属性が強い？ 単なる行為の強制ではなく、「諭し」的な行為要求のような気がする。「ネエ」がどちらかと言えば男性的表現であるのと対照的に捉えられないか。典型的には、母親が子供に対して用いる場合か。

◆仮説

命令者は上位者であるが、長母音化形は非標準的・非規範的な位置付けである。命令者としての位置と形式の持つ評価が相容れず、バッティングしているから、禁止に「ネエ」が現れないのではないか。

(68)	「ナイ」	「ネエ」
社会言語学的観点	標準形式 (規範的)	非標準形式 (非規範的)
禁止の意味	可能 (つまり強制力を持つ)	不可能 (つまり強制力を持たない)

→“強制力”という概念と、“非規範的”な概念とは相容れにくい。“非規範”に強制力は備わらないだろうし、“強制力”は規範者が持ちやすいのだろう。

→社会言語学的要因による意味発現の抑制？

→ただし、これでは「ノデハネエ」が可能であることが説明できない。

4. 史的変遷の観点から

否定言い切り形が禁止の意味を表すようになったのはいつからだろうか。

江戸後期の資料 (『浮世風呂』等)、明治、大正期の小説には、否定言い切り形が禁止の意味を表している例は一例も見られなかった。禁止の表現は「スルナ」形が基本である。今回いくつかのコーパスを調査した中で、否定言い切りが禁止の意味を表していると解釈できたのは、以下の一例だけである。(調査はまだ不十分)

(69) 例の机とベッドは、太郎たち三人で運び降ろすことになったが、要領が悪いので、

三人共散々あちこちに打ち身を作った。「文句を言わない、文句を言わない」と太郎は二人を叱咤し、大きな家具こそ持たせなかったが、三吉さんにも、せっせと荷物を持って、階段を上り下りさせた。

（曾野綾子『太郎物語 大学編』（1979））

否定言い切り形が禁止を担うようになったのは、ごく最近のことと言えるのか。

(70) おめへたア、<sup>あすば</sup>遊ねエ （『浮世風呂』初編）

→『浮世風呂』では長母音化形の「ネエ」が多く見られる。しかし、「ネエ」は全て意志もしくは描写の表現として用いられている。『浮世風呂』における標準形式「ヌ」にも禁止の意味は見られない。現代語の感覚で見ても、「ヌ」言い切りは禁止として解釈することができない。

(71) よそ見などせぬ！

→肯定言い切りも含めて、言い切り形がいつ頃から行為要求の意味を担い始めたのかを確認していかなければならない。

→資料の性格的な偏りもあるので、シナリオ等にも範囲を広げる必要アリ。

## 5. おわりに

結局、結論は不明確なままであるが、ここで挙げた否定言い切り形の諸現象は、命令・禁止というモダリティの観点と、接続母音の長母音化という音韻論・社会言語学的な観点とが複雑に絡み合った問題であるといえる。モダリティの観点からだけでは、「ネエ」が禁止にならないことが説明できないし、社会言語学的な観点からだけでは、「ナイ」と「ネエ」の意味の非等質性を説明できないのである。

今後は、現象のより詳細な観察とともに、理論的なアプローチも重要になってくる。

## 参考文献

- 安達太郎(2002) 「命令・依頼のモダリティ」, 宮崎和人・安達太郎・野田春美・高梨信乃『新日本語文法選書4 モダリティ』, pp.42-77, くろしお出版.
- 井上 優(1993) 「発話における「タイミング考慮」と「矛盾考慮」 —命令文・依頼文を例に—」『国立国語研究所報告105 研究報告集14』, pp.333-360, 秀英出版.
- 大島弘子(2001) 「「ほら」の機能について」『日本語教育』108, pp.34-41, 日本語教育学会.
- 尾崎奈津(2007) 「日本語の否定命令文をめぐって —「スルナ」を述語とする文の特性と機能—」『日本語の研究』Vol.3, No.1, pp.65-78, 日本語学会.
- 尾上圭介(1979) 「「そこにすわる！」 —表現の構造と文法—」『言語』Vol.8, No.5, pp.20-24, 大修館書店.
- 小柳智一(1996) 「禁止と制止 —上代の禁止表現について—」『国語学』184, pp.1-13, 国語学会.
- 陳 慧玲(2006) 「明治期東京語における「命令表現+終助詞」」『2006年度日本語学会春季大会予稿集』, pp.61-68, 日本語学会.
- 中沢紀子(2006) 「江戸語にみられる否定助動詞ヌとネエの対立」『日本語の研究』Vol.2, No.2, pp.93-106, 日本語学会.
- 中沢紀子(2007) 「江戸語にみられる非標準的長母音形式の変遷」筑波大学博士学位論文(未公開).
- 仁田義雄(1991) 『日本語のモダリティと人称』ひつじ書房.
- 日本語記述文法研究会(編)(2003) 『現代日本語文法4 第8部モダリティ』くろしお出版.
- 日本語記述文法研究会(編)(2007) 『現代日本語文法3 第5部アスペクト第6部テンス第7部肯否』くろしお出版.
- 野田春美(1997) 『の(だ)の機能』くろしお出版.
- 福島直恭(2002) 『<あぶないai>が<あぶねえe:>にかわる時』笠間書院.